

# 危険物新聞

第294号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川井清治郎

大阪市西区西長堀北通1丁目  
四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717・5910

定価 1部 50円

## 大阪府危険物取扱者試験

# 乙種4,318名丙種799名

## 合格発表は7月25日

大阪府では、今年度第1回危険物取扱者試験を7月2日実施するが、6月15日、16日の願書受付で、受験者は、乙種第4類4,318名、丙種799名であった。

合格発表は7月25日で、免状交付は8月28日の予定。

## 接着剤の製造元、販売店に

### 啓蒙よびかけ（大阪市消防局）

最近大阪市内で、サンダルの接着作業を手内職としている一般住居からの火災が相次いでいる。消防局で実態調査の結果、これらの火災のほとんどが狭い居室を利用して手内職として接着作業を行い、換気設備や避難設備がなく、石油ストーブの真横で引火性糊を使用したり、危険物の知識が全くない、というようなことが判明し、関係者に火災

予防の啓蒙をよびかけている。

危険物に該当する接着剤のメーカー、販売店に次の事項を指導されるよう要望した。

- 1 危険物を収納する容器には、危険物の規制に関する規則第44条に基づき表示がなされているか確認のうえ販売されたいこと。

② 規則第44条に基づく表示

	(例)	}	% % %
1	危険物の品名……………第1石油類		
2	危険物の数量……………ℓ		
3	注意事項……………火気厳禁		

- 2 販売に際しては次の事項について指導されたいこと。

- (1) 容器に表示されている注意事項を厳守すること。
- (2) 接着剤は防火性能を有する保管庫内に貯蔵し作業場内には必要量以上を持たないこと。
- (3) 室内で使用するときは適当な換気をはかること。
- (4) 容器は使用時以外は密栓し、安全な場所に保管すること。
- (5) 接着剤は常に引火性蒸気が出て、その蒸気が引火する危険があるので、付近で石油ストーブ等裸火を使用しないこと。
- (6) 接着剤はその殆んどが消防法でいう危険物に該当するので、10ℓ以上を取扱うときは、もよりの消防署に届け出てその指示をうけること。
- (7) 接着剤を使用するときは消火器を準備し、その使用方法をよく知っておくこと。



**消防機器の  
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

**森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区小路東5-5-20  
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

# 危険物の範囲

消防庁疑義回答資料より

最近、消防庁危険物規制課より発令された資料のうち、危険物の範囲等に関係するものをまとめた。

これによると、酢酸ビニルは大阪市をはじめ、広範囲の市町村では酢酸エステル類としてとりあつかっていたが、第1石油類に該当するようになった。

## 塩素酸塩類を主剤とする除草剤の取扱いについて (岐阜県)

最近、塩素酸塩類を主剤とする除草剤の中に、塩素酸塩類の含有率が25%~35%という除草剤が製造されていますが、下記のことについて疑義を生じましたので御教示願います。

記

- 昭和38年7月1日付け自消丙予発第36号、消防庁予防課長通達「塩素酸塩類を主剤とする除草剤について」では、除草剤のうち塩素酸塩類の含有率が50%以上のものについては第1類塩素酸塩類に該当するとなっているが、上記除草剤も第1類危険物として規制できるのかどうか。
- 1.により規制できるとすれば、規制数量は除草剤全体なのか、含有する塩素酸塩類だけなのか。

回答(消防危第63号、昭52.4.6)

- 設問の物品は、いずれも消防法別表に掲げる第1類塩素酸塩類に該当しない。
- 1.により承知されたい。

## 塩素酸ナトリウム水溶液等の取扱いについて (兵庫県)

危険物の取扱いについて、下記のとおり疑義が生じたので、よろしく御教示願います。

記

- 塩素酸ナトリウム水溶液(濃度40~45%の飽和溶液)は、消防法別表の塩素酸塩類に該当するか。
- 上記塩素酸ナトリウム水溶液が塩素酸塩類ならば、その下限の濃度は何%までか。

回答(消防危第29号、昭52.3.7)

- 設問の物品は、消防法別表に掲げる塩素酸塩類に該当しない。
- 1.により承知されたい。

## 金属粉の粒度について (東京都)

法別表に掲げる金属粉については「常識的に粉と考えられるもの」アルミニウム粉については「粒度100メッシュより粒度の小さなもの」とされているが、下記の粒度分布を有する物品はそれぞれ金属粉A、金属粉Bに該当するか御教示願います。

記

- アルミニウム粉

0~80メッシュ	81.07重量パーセント
80~100 //	11.85 //
100~200 //	6.31 //
200以上 //	0.77 //

- 鉄粉

0~80メッシュ	39.66重量パーセント
80~100 //	24.81 //
100~200 //	29.70 //
200以上 //	5.83 //

**YAMATO** 業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

消火器・消火装置・警報装置・避難設備

# 信頼のヤマト

APC中央管制システム  
各種消火器  
消火栓設備

スプリンクラー設備  
水噴霧消火設備  
トレンチャー設備

連結放水設備  
連結送水機  
粉末消火設備

タンバク泡消火設備  
プロフォーム消火設備  
ライトウォーター消火設備

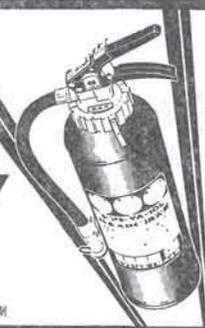
二酸化炭素消火設備  
ハロゲン化物消火設備  
自動火災検知設備

漏電火災警報器  
非常放送設備  
誘導灯 誘導標識

排煙送風設備  
救助機 救助機  
避難梯子

防炎剤  
吸油剤  
流出油処理剤

■ 防災のシステムメーカー **ヤマト消火器株式会社** 大阪市東成区深江北1-7-11 電話 06 976 0701代



回答 (消防危第23-22、昭51. 7. 12)

設問の物品は、消防法別表に定める第2類金属粉A又は金属粉Bのいずれにも該当しない。

なお、アルミニウム粉及び鉄粉については、その危険性の判断の試験基準が定まるまでの間は、100メッシュより粒度の小さいものか、その重量の50パーセント以上含まれるものを危険物に該当する金属粉として規制されたい。

危険物の金属粉A、Bの粒度について (千葉県)

金属粉A、Bの危険物とすべき粉の粒度については、昭和27年3月4日消研査発第5号により、常識的に粉と考えられるものと解答されているが、次のことについて御教示願いたい。

記

1. 次のごとき粒度分布を有する粒粉については、消防法別表に掲げる危険物第2類金属粉Bとして取扱ってよいか。

原料	粒度 メッシュ	粒度			
		80~100	100~200	200~325	325以上
鉄粉		1%	47%	32%	20%
銅粉(A)			53%	27%	20%
銅粉(B)			2%	19%	79%

平均粒度 (メッシュ)

- 鉄粉 240メッシュ
- 銅粉(A) 240メッシュ
- 銅粉(B) 368メッシュ

2. 金属粉の危険物とすべき粉の粒度については、「常識的に粉と考えられるもの」と解答されているが、粉とは何メッシュか。

上記2.の基準が定まっていなければ、昭和42年4月24日自消丙予発第27号のアルミニウム粉の粒度100メッシュ以上を常識的に粉と解してさしつかえないものか。

回答 (消防危第57号、昭52. 3. 31)

1. 設問の物品は、いずれも消防法別表に掲げる第2類金属粉Bの危険物に該当する。
2. 及び3. 次により承知されたい。

金属粉については、その危険性の判断の試験基準が定まるまでの間は、100メッシュより小さいものが、その重量の50パーセント以上含まれるものを危険物に該当する金属粉として規制されたい。

マグネシウム粉の取扱いについて (新潟県)

下記について疑義が生じたので御教示願います。

記

1. 次のごとき粒度を有するマグネシウム粉については消防法 (昭和23年法律第186号) 別表に掲げる危険物第2類金属粉Aとして取扱ってよいか。

粒度 42メッシュ 92パーセント以上

2. 1.のマグネシウム粉が危険物として該当するならば、マグネシウム粉の粒度がいかなる範囲から危険物として取扱うべきか。

回答 (消防危第33号、昭52. 3. 15)

1. 及び2. マグネシウム粉の取扱いについては、その危険性の判断の試験基準が定まるまでの間は、100メッシュより小さいものが、その重量の50パーセント以上含まれるものを危険物に該当する金属粉として規制されたい。

ケミコライムの危険物としての取扱いについて

(滋賀県)

最近、土質安定及び地盤強化の目的で生石灰を主成分としたケミコライムが土木工事現場等で使用されているが、当該製品は消防法別表第3類に含まれるものとして規制すべきか。

また、危険物として規制すべき生石灰を含有する製品の濃度または純度についての基準も併せて御教示願います。

回答 (消防危第29号、昭51. 7. 27)

安全な社会環境づくりに奉仕する

近代社会の繁栄は  
産業・文化の発展に  
支えられたものであると同時に  
〈防災〉によって支えられたもの。  
防災事業が果たす役割とは――  
『ハツタの自覚』の原点。

消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 千573  
電話 0720-56-1281(代)

大阪支社

電話 06-473-4871~4  
堺出張所 電話 0722-21-3444



前段 設問の物品は、添付された資料から判断すれば消防法別表に掲げる第3類生石灰に該当する。

後段 現在のところ、生石灰の純度についての基準は定めていない。

#### プロピオン酸水溶液の取扱いについて (山形県)

家畜飼料の添加剤として製造するプロピオン酸60%水溶液は、危険物に該当するかどうかについて疑義が生じたので、御繁忙中誠に恐縮ですが御教示願います。

回答 (消防危第114号、昭51.12.13)

設問の物品は、消防法別表に掲げる第4類第3石油類の危険物に該当する。

#### 植物油の規制について (神奈川県)

下記について疑義がありましたので御教示願います。

##### 記

動植物油類について消防法では、別表備考第5号で定義づけられておりますが、植物油としての危険物規制をする場合において次のいずれにより指導してよろしいか。

1. 植物油とは、植物から採油されたものすべてを含む引火性物品 (760 ミリメートルの気圧において温度20度で液状であるもの) であって不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のもので解してよろしいか。
2. 植物油とは、植物の種子から抽出したグリセリンエステルを主成分とする引火性物品 (760 ミリメートルの気圧において温度20度で液状であるもの) であって、不燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管されているもの以外のもので解してよろしいか。

回答 (消防危第36号、昭52.3.15)

消防法 (以下「法」という) 別表に掲げる危険物に該当する植物油とは、植物の種子又は果肉から抽出したグリセリドを主成分とする引火性液体であって、法別表備考第5号に該当するものをいう。

#### タンク底泥油等の判定について (大阪府)

標題については、管下某事業所内空地にドラム缶で多数 (千数百本) の廃油を無許可貯蔵している事実を発見したが、その内容物について試験したところ、ドラム缶ごとに第1石油類から第4石油類に該当する引火点を有し各様であり、また関係者はタンク底泥油と申してしている。

昭和37年11月9日付け自消丙予発第118号でタンク底泥油は危険物に該当しない旨の回答があるが、これらについて次の疑義を生じたので、ご教示賜りたい。

##### 記

1. タンク底泥油について
  - (1) 摂氏20度において液状 (ただし、引火点が摂氏70度未満については、摂氏20度をこえ摂氏40度以下の間において液状となるものを含む) で引火性を有するタンク底泥油は、危険物に該当すると解してよいか。
  - (2) 前号において危険物に該当するとすれば品名は引火点により、石油類に分類してよいか。
2. 2相以上 (各相共に引点を有する) に分離した廃油について
  - 2相以上に分離していることが明確なものについて、次のいずれにより扱えばよいか。
    - (1) それぞれの相について品名数量を定める。
    - (2) 品名は引火点の低い相をもって定め、数量はそれぞれの相の和とする。
    - (3) その他
3. 多数のドラム缶に各種の廃油を収納している場合、その内容物について、それぞれに厳密に品名数量を特定することは極めて困難であるので、許可申請があった場合その品名数量については、その一部を無差別抽出することにより試験したのもをもって全体を類推処理してよいか。

回答 (消防危第78号、昭52.5.2)

1. (1)及び(2)さしつかえない。

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414-5

2. (2)による。
3. 適当でない。

### 危険物の判定について (茨城県)

1.1.1.一トリクロルエタンと酢酸エチル又はトルエンの混合物で、1.1.1.一トリクロルエタンの割合(重量%)が下記以上のものについては、別添資料から判断し非危険物として取扱ってよいか。又危険物とすれば消防法別表のどの品名に該当するか御教示願います。

#### 記

1. 1.1.1.一トリクロルエタンと酢酸エチルの混合物
 

1.1.1.一トリクロルエタン	90%
酢酸エチル	10%
安定剤ジオキサン	微量
2. 1.1.1.一トリクロルエタンとトルエンの混合物
 

1.1.1.一トリクロルエタン	70%
トルエン	30%
安定剤ジオキサン	微量

#### 別添資料

##### 1. 試 料

- (1) トリクロルエタン90%+酢酸エチル10% (重量比)
- (2) トリクロルエタン70%+トルエン30% (重量比)

##### 2. 試験方法

JISK2265 (ペンスキーマルテンス式 (密閉式)) および JISK2274 (クリーブランド開放式)

##### 3. 試験結果

試料 (1)……ペンスキーマルテンス式では試料が沸騰するまで(約75°C)引火が認められなかった。ただし、沸騰後、試料が次第に蒸発して残り少なくなった時点で引火燃焼が認められた。

クリーブランド開放式では34°Cで引火が認められた。ただし、引火の状態は試料液面から上部の空間にかけて試料蒸気が一時的に燃焼し、又消えるという状

態の引火であった。

試料 (2)……ペンスキーマルテンス式では試料(1)と同様に沸騰するまで(約88°C)引火が認められなかった。ただし、沸騰後試料が次第に蒸発して残り少なくなった時点で引火燃焼が認められた。

クリーブランド開放式では28°Cで引火が認められた。なお、その引火の状態は試料(1)の場合と同様であった。

#### 4. 考 察

測定時の状況から両試料ともつぎのことが考えられる。

- (1) ペンスキーマルテンス式では密閉式であるため、密閉容器中にトリクロルエタンの非引火性蒸気が充満し引火が生じないと考えられる。しかし、沸騰してトリクロルエタンが大部分蒸発して引火性の酢酸エチルやトルエンの蒸気が支配的になると引火燃焼が起こると考えられる。
- (2) クリーブランド開放式では容器が大気に開放されているため発生した試料蒸気が空気と十分混合、拡散されるため一時的に引火燃焼が発生し、炎として認められるものと思う。
- (3) 各成分の沸点、引火点(文献値)は次の通りです。  
トリクロルエタン沸点73.9°C、引火点なし。酢酸エチル沸点77.2°C、引火点-4.4°C。トルエン沸点110.6°C、引火点4.4°C。

回 答 (消防危第 2 号、昭53. 1. 7)

1. 及び 2. 設問の物品が、添付された資料のとおりの引火点を有する場合は、消防法別表に掲げる第 4 類第 2 石油類の危険物に該当する。

### 危険物の該当品名について (大分県)

酢酸ビニルは、その引火点等から、第 4 類危険物第 1 石油類に該当すると判断するが如何か。

回 答 (消防危第 3 号、昭53. 1. 9)

お見込みのとおり。

## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置  
泡・ガス・エアホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括  
齊田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル(株)  
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社  
**三 和 商 会**

TEL 06 (443) 2 4 5 6

塗料類の危険物の品名分類について（兵庫県）

下記塗料の危険物の規制に関する規則第1条の2の規定による別表第1に掲げる品名分類について疑義を生じましたので御教示下さるようお願いいたします。

記

1. 製品名 水溶性電着樹脂ハニライトAL-100H
2. 形状 ペースト状（常温で液状）
3. 製造工程 消防法別表に定める第4類危険物を主原料として反応缶に仕込み、反応缶昇温加熱後モノマータンクより第4類危険物などの原料を投入冷却後調合槽に入れ第4類危険物、イオン交換水などにより調合、ドラム缶詰めとして製造されるものである。
4. 製品（AL-100H）の成分
 

メラミン樹脂	17.5
ポリエステル樹脂	2.1
アクリル樹脂	30.3
ブチルセロソルブ	10.7
メチルアルコール	13.6
イソプロピルアルコール	6.1
イオン交換水	17.9
トリエチルアミン	1.1
その他（アゾビスニトリル ブチルニトリル）	0.7
	100%
5. 引火点と燃焼 タグ密閉式引火点測定器により測定したところ37～38℃であり、また、燃焼実験したところ、燃焼持続性がなかった。

回答（消防危第4号、昭53. 1.12）

添付された資料から判断すれば、設問の塗料は、合成樹脂クリアー塗料に該当する。

ニトロシル硫酸について（愛媛県）

このことについて、下記の物性から消防法別表第6類の濃硫酸とみなしてよろしいか御教示ください。

記

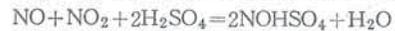
1. 使用、製造目的

ポリエステル染料であるアゾ分散染料のジアゾ化その他染料以外の有機一般ジアゾ化原料としてニトロシル硫酸を使用している。

この使用に供するため製造を行う。

2. 製造方法

NOxガス 25%発煙硫酸 98%比重 1.82以上の濃硫酸を原料として、下記反応式により合成する。



すなわち、硫酸中にNOxガスを吹込むとニトロシル硫酸が生成する。

最終製品状態としてはニトロシル硫酸が硫酸に溶解した状態で取り出す。

3. 一般的性質

ニトロシル硫酸は一般的に濃硫酸に溶解した状態で使用されるが、単体として取り出すことも可能であり単体の性質は下記である。

化学式 (NO) HSO<sub>4</sub>

分子量 127.1

色と結晶系 無、斜方

融点 73.5℃分解

溶解度 水により分解

濃硫酸に「溶」

硫酸濃度が73% H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>より低いニトロシル硫酸は硫酸溶液中ではニトロシル硫酸の加水分解によって生ずる亜硝酸は次の方程式により硝酸とNOに分解する。

回答（消防危第64号、昭51.10.6）

設問の物品は、消防法別表第6類の濃硫酸に該当しない。



消防用設備



株式会社 マルナカ

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27  
 TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)

東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号  
 TEL (03)944-0161(代)

神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19  
 TEL (078)681-5771

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 防災・設備・設計  | 消火器具一式    |
| 施工・保守・点検  | 避難設備      |
| 屋内外消火栓設備  | 自動火災報知設備  |
| スプリンクラー設備 | 非常放送設備    |
| ドレンチャー設備  | 漏電警報器     |
| 泡消火設備     | 防災設備全般    |
| ガス消火設備    | 安全衛生保護具機器 |
| 粉末消火設備    | 公害防止機器    |

危険物の規制について (東京都)

危険物第 1 類の過酸化合物に関し、下記の物品は危険物に該当するか否かご教示願います。

なお、不燃性物品で希釈された過酸化合物について危険性判断の基準があれば合わせてご教示願います。

記

1. 品名 カルパー (カルオキソ)
2. 組成 過酸化カルシウム 49%  
消石灰 15%  
炭酸カルシウム 36%
3. 用途 農業用 (成育増進など)  
漁業用 (養魚池のヘドロ解消など)
4. 性状
  - (1) 外 観 白色粒状
  - (2) 分解開始温度 360 °C
  - (3) 分解終了温度 440 °C
  - (4) 水との反応熱 発熱は認められない

回 答 (消防予第 44 号、昭 51. 4. 12)

設問の物品は、提出された資料から判断すれば、危険物に該当しないものと解する。

危険物の分類判定について (埼玉県)

下記の物品が消防法に定める危険物に該当するか否か物品を添えて照会します。

記

1. NO5 DN トリエタン (商品名)
 

成分	1. 1. 1. トリクロロールエタン	50%
	白 灯 油	25%
	サートレックス 60	25%

(容量%)
2. イソブチレンオキシサイド

回 答 (消防予第 52 号、昭 51. 4. 15)

設問 1 及び 2 の提出された物品は、いずれも消防法別表に掲げる第 4 類第 1 石油類の危険物に該当する。

危険物の該当品名について (愛媛県)

みかん加工工場からみかんの皮から通称「オレンジ油」を抽出したいとの申し出があり、その工程及び物性は別添資料 (略) のとおりです。

この「オレンジ油」の類別及び品名は、消防法別表のいずれに該当するかご教示願います。

回 答 (消防予第 59 号、昭 51. 4. 19)

設問の物品は、消防法別表第 4 類第 2 石油類に該当する。

危険物の規制について (東京都)

危険物第 1 類の塩素酸ナトリウムを主成分とする除草剤用「塩素酸ナトリウム系水溶液剤」は危険物に該当するか否かご教示願います。

なお、本液剤の商品名及び組成は下記のとおりです。

記

1. 商品名
  - (1) クサトール液剤
  - (2) デゾレート液剤 S デゾレート液剤
  - (3) クロレート N クロレート L
  - (4) ダイソレート L ダッシュ
2. 組 成

摘 要		試料 1	試料 2	試料 3
成分の種	塩素酸ナトリウム	25.8%	25.1%	30.0%
	塩化カルシウム	12.8%	—	—
類 及 び	塩化マグネシウム	—	11.3%	—
	硫酸マグネシウム	—	—	7.3%
含 有 量				
	水	61.4%	63.6%	62.7%

※ 商品名(1)から(4)までの組成は上記の表の何れかに該当いたします。

回 答 (消防危第 16 号、昭 51. 6. 29)

設問の物品は、いずれも消防法に定める危険物に該当しない。

すすんでいますか

定期点検

危険物施設の自主定期点検制度が発足して、この 6 月 15 日で丸 2 年経過した。

1 年目は点検方法、点検記録表等の遅れから指導期間のようになったが、態勢ができた現在、該当事業所はお忘れのないように。

定期点検は、消防法第 14 条の 3 の 2 に規定された制度で、違反したときは、施設の使用停止、罰金又は拘留の罰則も定められている。点検についての詳細は、政令第 8 条の 5 第 7 条の 3、規則第 62 条の 4、第 62 条の 6 を参照されるように。

## 屋外タンクの事務処理要領 大阪市で制定

大阪市消防局では、このほど屋外タンク貯蔵所についての事務処理の円滑化をはかるため、「屋外タンク貯蔵所事務処理要領」を制定した。

これは一昨年、屋外タンクについての技術基準が一部改正され、ようやく政省令告示の改正も一段落が付き、またその間多くの通達が発令され、規程内容が非常に複雑となったので、これらを整理し、参考資料を添付したものである。

### 狭山町防火協力会に

狭山町危険物防火研究会では、5月12日付で、狭山町防火協力会に発展的組織替えを行い、広範囲に防火活動を展開することになった。



### 参考図書のご紹介

- |              |        |
|--------------|--------|
| ・危険物関係法令集    | 700円   |
| ・危険物関係質疑応答集  | 950円   |
| ・新訂 消防法解説    | 3,550円 |
| ・屋外タンク事務処理要領 | 1,200円 |
| ・各種危険物施設点検様式 |        |
| ・各種申請、届出様式   |        |

(財)大阪府危険物安全協会  
大阪市危険物安全協会

### 大阪市危険物安全協会会長に居谷氏

大阪市危険物安全協会の理事会は5月10日ガスビルで開催、役員改選が行われ、会長に居谷滋郎氏（日本ペイント K.K.）、副会長に、松村喜美氏（K.K.スタンダード石油大阪発売所）、小西信一郎氏（コニシK.K.）、森下嘉夫氏（田岡化学工業 K.K.）が就任した。

### ◇——火災トピックス——◇

#### 亜塩素酸ソーダの浸みた

#### ジーパン発火

タンクローリーの運転手が、勤務明けの帰宅途中、喫茶店の駐車場でマイカーより降りて歩行中、突然はいていたジーパンが発火し大騒ぎとなった。

この運転手は、タンクコンテナで亜硝酸ソーダの水溶液を運送をしており、当日も早期より名古屋市内の事業所より岐阜市内へ搬送し、車両のポンプで管送荷卸作業を行った。

その時、作業終了後、ホースを取りはづしたが、ホース内の残液がズボンにかかり、下肢が濡れたがそのままにしていた。濡れた箇所は自然に乾き、全く気にしていなかった様子。

ところが、乾燥した綿製ズボンは亜塩素酸ソーダが浸みかたとなり、摩擦かなにかの火源で発火したのもらしい。

発火原因については、当局で、自然発火、衝撃発火、混合発火、静電気による発火、タバコの火の粉による発火、摩擦発火について、実験や考察が行われたが、当時の状況から判断して、ズボンの摩擦か、ズボンとマッチ箱等との摩擦で発火したのではないかとみられている。

塩素酸塩類は危険物、亜塩素酸塩類は準危険物に指定されているが、その水溶液は規制対象からは外され、又一般に水溶液は濃度がうすいから、との理由で案外粗雑な取扱いが行われている。

ところが、これらの水溶液も乾燥すると、もとの塩素酸塩類や亜塩素酸塩類にもどり、有機物との混合物、せんに類に附着しているものは、非常に危険な状態にあることはご承知のとおり。

危険物、準危険物に該当しないから絶対安全である、という安心がとんだ失敗を招く一例である。

(火災28—2号より)

◇——火災トピックス——◇